

# ご存知ですか？ 検察審査会

交通事故等の犯罪の被害にあったが、検察官がその加害者を起訴してくれない。このような不満をお持ちの方は、四日市検察審査会事務局にご相談ください。

ご相談先：津地方裁判所四日市支部内 352-7151  
〒510-8526 四日市市三栄町1-22

## 『9月11日』は警察安全相談の日です。

全国的に銃砲や刃物を使用した事件や振り込め詐欺事件等が多発しています。警察では「拳銃らしいものを持っているのではないか?」「刃物など危険なものを隠し持っているのではないか?」「覚せい剤を使用しているのではないか?」「振り込め詐欺かもしれない」など犯罪を未然防止に役立つ相談や、緊急の事件事故以外の相談窓口を設置しています。

「110番するほどではないけど…」という相談は、最寄りの警察官、駐在所または  
警察総合相談電話 #9110または(059) 224-9110  
受付時間 月～金（祝日を除く）午前9時～午後5時まで

## パートタイム労働法が改正されました。

～平成20年4月1日から改正パートタイム労働法が施行されています～

パートタイム労働者を雇っている事業主の方は

- ①雇い入れの際、昇給・賞与・退職金の有無について文書で明示することが義務になりました。労働基準法で定められた事項に加えて、これらについても明示してください。
- ②雇い入れ後、パートタイム労働者から求められた場合、待遇の決定にあたって考慮した事項を説明する義務があります。
- ③パートタイム労働者について、通常の労働者との均衡のとれた待遇（賃金・教育訓練・福利厚生）が確保されるように取り組む必要があります。
- ④パートタイム労働者から通常の労働者への転換を推進するための措置（正社員への転換制度など）を講じる義務があります。
- ⑤通常の労働者と職務の内容・人材活用の仕組みや運用などが同じで、期間の定めのない働き方をしているパートタイム労働者については、すべての待遇について差別的な取り扱いをしてはなりません。

\*パートタイム労働者の対象となる「パートタイム労働者」は、「一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比べて短い労働者」とされています。

\*パートタイム労働者の雇用管理改善に取り組む事業主を支援するための助成金制度「パートタイマー均衡待遇推進助成金」もあります。

○「改正パートタイム労働法」についてのお問い合わせ先は

三重労働局雇用均等室 059-226-2318

○「パートタイマー均衡待遇推進助成金」についてのお問い合わせ先は

(財)21世紀職業財団三重事務所 059-228-2300

中小企業の経営者・  
個人事業主の皆様へ  
朝明商工会会員様向けの特別融資！



くわしん  
パートナーズローン

運転資金・設備資金など、詳しくは、支店窓口にてご相談ください。

桑名信用金庫 朝明支店

三重郡朝日町小向350-1  
TEL 059-377-5005

疑問や悩みはココで解決！

年金のご指定・年金相談会のご予約・年金受取手続方法・  
その他年金に関するご相談は……

三重銀行 年金サポートデスク

フリーダイヤル

0120-547-276

までお気軽にお問い合わせください。

受付時間／平日9:00～17:00

〒510-0087 四日市市西新地7番8号

有料広告掲載欄